

広報 猿払村 お知らせ版

問 = 問い合わせ先 **申** = 申し込み先

募集

■「猿払村行財政改革推進委員会委員」及び「猿払村まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員」の募集について

村では、行財政運営の見直しによる新たな行政課題への的確な対応を行い、もって村民福祉の増進を図るため、「猿払村行財政改革推進委員会」を設置しています。また、猿払村の特性を活かした自立的で持続可能な地域の創生に向け、村が策定している「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の審議や評価・検証を実施するため、「猿払村まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」を設置しています。つきましては、両委員を兼任する委員を募集しますので、村民の皆様からのご応募をお待ちしております。

- 募集人数** 3名
任期 令和7年6月1日～令和9年5月31日（2年間）
公募条件 (1)本村に住所を有する方、又は村内の事業所に勤務する方
 (2)任期の初日において満18歳以上の方
 (3)村税、村の納付金及び国税の滞納がない方
 (4)暴力団、その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）でない方
期間 令和7年5月23日（金）まで
応募方法 電話もしくは、役場窓口で直接応募してください。
その他 応募者が3名を超えたときは、抽選により選考いたします。

問 総務課総務係・総務課まちづくり係
 ☎2-3131
 Eメール：postmaster@vill.sarufutsu.lg.jp

お知らせ

■地域活動支援センター【みらい】の開催について

地域活動支援センター【みらい】の開催について令和7年度の地域活動支援センター【みらい】は下記の通り実施します。お気軽にご参加ください。送迎もしていますので、ご連絡ください。ボランティアの方も募集中です。内容はその都度相談して決めていますので、ご興味のある方はご連絡ください。※天候によっては中止にする場合もあります。ご了承ください。

時間 10:00～12:00
 ※内容によって終了時間は前後します。
場所 保健福祉総合センター

地域活動支援センター【みらい】開催日

令和7年	5月	13日・27日
	6月	10日・24日
	7月	15日・29日
	8月	5日・19日
	9月	2日・17日
	10月	2日・21日
令和8年	11月	4日・18日
	12月	9日・23日
	1月	13日・27日
令和8年	2月	10日・24日
	3月	10日・24日

問 保健福祉課福祉医療係 ☎2-2040

■特設人権相談所開設について

この相談は主に、人権に関する相談をお受けしていますが、住民の皆様が日常生活の中で、悩みや心配ごと、困ったことなどがある場合にもご利用ください。

ご相談内容の対応について、人権擁護委員と一緒に考えましょう。

相談は無料で、難しい手続きもいりませんし、秘密は厳守いたします。お気軽にご相談ください。

日時 6月2日（月）
 10:00～15:00
場所 保健福祉総合センター

問 保健福祉課福祉医療係 ☎2-2040

■歯科口腔健診を受けましょう

※さるふつスマイルポイント対象事業

歯の喪失原因の第1位は歯周病です。歯を失うと美味しく食事ができなくなるだけでなく、認知症などほかの病気にもつながります。歯科健診を受けて、健康な体づくりを目指しましょう！

対象 65歳以上の村民
場所 猿払村歯科診療所（電話：2-3059）
受付時間 【平日】9:00～18:00
 【土曜日】9:00～13:00

予約 健診希望の方は猿払村歯科診療所へご予約をお願いします

健診内容 歯科健診、口腔清掃、歯科指導（歯ブラシ、舌クリーナー、歯間ブラシ、義歯ブラシをプレゼントします）

費用 無料 ※助成は年1回のみ
その他 入れ歯がある方も対象です。ぜひ受けましょう！

申 猿払村歯科診療所 ☎2-3059

問 保健福祉課健康推進係 ☎2-2040

■村外での個別検診について

※さるふつスマイルポイント対象事業

村では集団検診（会場：保健福祉総合センター）や猿払村国保診療所での個別検診のほかに、村外の検診機関でも特定健診・がん検診を実施しております。集団検診を受けられない、ご都合が悪い方はぜひご利用ください。自分の体を確認する機会として1年に1回ぜひ検診を受けましょう！受診を希望される方は必ず保健福祉総合センターまでご連絡ください。

申込期間 令和7年4月1日～令和8年2月28日
検診期間 令和7年5月1日～令和8年3月31日
検診機関 旭川がん検診センター、市立稚内病院（子宮・乳がん検診のみ）

対象者・検診料金

検診内容	対象年齢	検診料金
基本健診	18～39歳	国民健康保険加入者のみ（無料）
特定健診	40～74歳	
胃がん検診	30歳以上	1,000円
ピロリ菌抗体検査		500円
肺がん検診	18歳以上	500円
大腸がん検診		1,000円
骨検診	40歳以上	500円
子宮がん検診	20歳以上	1,000円
HPV検査		1,000円
乳がん検診	40歳以上	2方向（49歳以下） 1,000円 1方向（50歳以上） 1,000円
肺炎検査	40歳以上 生涯1回	無料

※無料クーポン券対象者・国民健康保険加入者・後期高齢者医療保険加入者は無料です

問 保健福祉課健康推進係 ☎2-2040

お知らせ

■労働保険のお知らせ

令和7年度 労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新期間は、6月2日（月）～7月10日（木）です。年度更新のお手続は「電子申請」をぜひご活用ください！窓口に並ばず、インターネット上で簡単・便利に手続ができます。

※年度更新申告書は、5月末頃に発送予定です

更新期間 令和7年6月2日～7月10日

- その他**
- ・年度更新の時期は窓口が大変混みます。自宅やオフィスから待ち時間不要で、いつでも手続可能な電子申請がオススメです！
 - ・保険料を電子納付により納付することが可能です。電子申請と電子納付を利用した場合、全てインターネット上で手続を完結させることができます！
 - ・労働保険の電子申請に関する詳細は特設サイトへ！



年度更新申告書
書き方パンフレット



労働保険電子申請
特設サイト

問 厚生労働省労働基準局労働保険徴収課
☎03-5253-1111

■戦没者等のご遺族の皆様へ

第12回特別弔慰金の請求受付が開始されています。特別弔慰金は、今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に支給するものです。

支給対象者等

令和7年4月1日（基準日）時点で、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者の妻や父母）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給します。

●戦没者等の死亡当時のご遺族の支給順位

1. 令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の(1)父母、(2)孫、(3)祖父母、(4)兄弟姉妹 ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1～3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等） ※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容 額面27.5万円、5年償還の記名国債

請求期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日

- 留意事項**
- ・特別弔慰金は、ご遺族を代表するお一人が受け取るものです。ご遺族間の調整は、記名国債を受け取った方が責任を持って行うことになります。
 - ・請求期間を過ぎると請求できなくなりますので、ご注意ください。
 - ・請求書の受付から国債の交付までは約1年から1年半かかります。新規請求や審査裁定を行う都道府県（戦没者等の除籍時本籍都道府県等）と請求者の居住都道府県が異なるときは、さらに時間がかかります。

問 住民課生活環境係 ☎2-3133